

余市町 低炭素建築物新築等計画 認定申請等手数料

(令和4年12月15日改定)

都市の低炭素化の促進に関する法律(以下、「法」という。)に定める低炭素建築物新築等計画の認定申請等の手数料は、次のとおりとなります。

1. 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料

区分	戸数・面積	手数料(変更認定申請も同額)
		適合証を活用
戸建住宅	1戸	6,100円
共同住宅等 ・ 複合建築物(住宅部分)	2戸～5戸	11,000円
	6戸以上	17,000円
	共用部分	12,000円
非住宅 ・ 複合建築物(非住宅部分)	300㎡以内	11,000円
	300㎡超	29,000円

工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更	800円
----------------------	------

※ 「共同住宅等」…共同住宅、長屋その他の一戸建て住宅以外の住宅

【手数料計算例】

併用住宅の認定

【店舗併用住宅(住宅部分 100㎡、店舗面積 40㎡)の認定申請をする場合】

$$6,100 \text{円(住宅部分)} + 11,000 \text{円(店舗部分)} = 17,100 \text{円}$$

共同住宅の認定

【共同住宅(4戸)の認定申請をする場合】

$$11,000 \text{円(住戸部分)} + 12,000 \text{円(共用部分)} = 23,000 \text{円}$$

複合建築物の認定

【共同住宅(2戸)兼用店舗(店舗面積 40㎡)を認定申請する場合】

$$11,000 \text{円(住戸部分)} + 12,000 \text{円(共用部分)} + 11,000 \text{円(店舗部分)} = 34,000 \text{円}$$

2. 法第54条第2項に係る申し出をする場合

上記手数料のほか、建築基準法に定める建築確認申請等に要する手数料の額を加算します。